

埼玉県議会 PR 用動画制作業務委託 回 答

該当箇所	質問内容	回答
仕様書 7- (4)	<p>委託業務の再委託について アニメーションの制作業務について、企画や取り回しを弊社が行い、動画制作の実務のみ協力会社に依頼する予定です。</p> <p>仕様書の 7 委託業務実施にあたっての留意事項 (4) に「委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。」とあります。</p> <p>これは提案書内の制作体制・スタッフ一覧に委託先名を記載することで、"承諾"という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、その他の方法等がありましたらご指示ください。</p>	<p>県が認める場合は、一部業務を再委託することは可能です。</p> <p>企画提案書にはどの部分が再委託になるのかが分かるよう記載するか、再委託する業務の概要及び範囲を別途ご提出ください。</p> <p>また、再委託先の法人の概要が分かる資料（パンフレット等）も添付してください。</p> <p>なお、委託契約締結後に受託者から「再委託承諾申請書（任意様式）」を提出いただき、これを県が承諾した場合に正式に再委託が承諾されたこととなります。申請書様式案については業者選定後、委託先候補者に対して必要に応じて御案内します。</p>
仕様書 5- (2) 動画内容ア	<p>「就職や結婚、子育てなどのライフステージに関し、埼玉県議会で話し合われた内容（代表・一般質問、委員会質疑、予算特別委員会質疑、意見書・決議）」とありますが、こちらの議事録等を閲覧できる正式なサイトなどはございますか。また、その URL をご提示いただければ幸いです。</p>	<p>次のサイトでご覧いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埼玉県議会ホームページ「定例会概要」 https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-gaiyou.html ○ 「会議録検索システム」 https://ssp.kaigiroku.net/tenant/prefsaitama/pg/index.html

該当箇所	質問内容	回答
仕様書 5-(3)イ	<p>「作成本数はショート動画5本以上とし、尺は1本当たり 30 秒～60 秒程度とする。また、ショート動画を連結させることにより、1本の本編動画（5分程度）も作成」との記載がございますが、こちらは動画内容に合わせて、県議会傍聴編、投票編、など内容に合わせて細分化し5本以上の動画を制作するといったイメージでよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書3「目的」及び5-(1)「制作方針」に沿った内容で5本以上のショート動画を制作いただければ、＜例：大まかな流れ＞をどのように細分化するかはご提案者にお任せいたします。</p>
<p>仕様書 5 (1) 提案の制作方針 ア 背景 イ 方向性</p>	<p>(2) 動画の内容 アイウ <例>以上を考慮いたしますと、<例>にもあるように、 ①実際の県議会の様子（県議会の配信動画のデータ） ②地元の議員（HP やテレビ番組など）は実際の映像、画像等を使用したいとも考えております。 ・この動画データは、ご提供いただけるものでしょうか。これらもすべて受託者が用意するものでしょうか。</p> <p>(4) その他の動画作成にあたっての注意事項 イの記述 ・仮に、実際の映像を想定した場合、動画・画像データに写っている議会内、各議員様の肖像権（PR動画に使用される許諾）は問題ないものでしょうか。 これらを実際の映像、画像等を使用するのではなく、全てアニメーションで対応する、ということでしょうか。</p>	<p>(2) ①県議会の配信動画のデータ及び②HP の映像、画像については提供が可能です。ただし、人物が映っている動画・画像につきましては、人物が特定されない形（ぼかし加工等）でのみ使用可能です。 ②テレビ番組につきましては、テレビ番組委託会社への承諾が必要になりますので、使用を予定される場合は別途協議をさせていただきます。人物が映っている映像につきましては、テレビ番組委託会社に承諾を得た上で、人物が特定されない形（ぼかし加工等）でのみ使用可能です。</p> <p>すでに県議会ホームページや SNS 等で公開されている議員の画像等の肖像権については問題ありません。県議会議事堂内の画像につきましても使用可能です。ただし、人物が映っている動画・画像につきましては、人物が特定されない形（ぼかし加工等）でのみ使用可能です。 全てをアニメーションで対応することまでは求めていません。</p>

該当箇所	質問内容	回答
<p>予算額について</p>	<p>予算額が提示されており、契約上の上限とあります。</p> <p>この範囲内での企画提案、その見積書の提示と思われると思いますが、別途算定する予定価格とは、予算上限額よりも低額となるものなのでしょうか。つまり、一律、提出見積額が安ければ加点となるのでしょうか。</p> <p>予算範囲内で提案企画相応に、質の良いものを作成しようとするに当たり、上限もしくはそれに近い額での見積を提出し、予定額よりも上回った場合、失格、審査対象外になってしまうのでしょうか。</p> <p>(※評価基準では、「費用が予算の範囲内であり」とありますので、範囲内であれば、失格、審査対象外にはならないものと考えますが、いかがでしょうか。)</p>	<p>予算の範囲内でのご提案であれば、失格や審査の対象外にはなりません。</p> <p>なお、ご提示いただく見積金額については「企画提案に係る審査基準」に示したとおりの評価となります。</p>